

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

(同)

一

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

二

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(水産業振興課)

二

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

三

宮城県海区漁業調整委員会

○まだら固定式さし網漁業の制限

四

○流し網漁業等の制限

一〇

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

一三

## 告 示

○宮城県告示第八百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城県くらしの共生福祉互助会

一 代表者の氏名

渡邊 紀男

二 主たる事務所の所在地

亶理郡亶理町長瀬字長峯十番地十九

三 定款に記載された目的

障害者が自立し社会参加できる社会、生甲斐を持って生活できる社会の実現が強く望まれている。しかし自立の社会参加・復帰への強い意欲を持っているにもかかわらず、その障害のために入院・その他福祉施設に入居を余儀なくされている障害者が極めて数多く存在するのが現実である。この法人は、自然と調和した社会づくりによるまちづくりの推進を図ることを基本思考として、障害者が、自立に向け最初の一步を振り出す為に住居を確保し、その持ちえる能力と適性に応じた活動を行うことよって社会の一員としての自覚を持ち生きがいを持って生活し社会参加・復帰できるように、家庭・家族の福祉の増進に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十月三十一日

○宮城県告示第八百五十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二七〇〇二二三	事業所の名称及び所在地	わ・は・わ大郷 黒川郡大郷町粕川字田中三番地一	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 みんなの輪	指定年月日	平成二十三年十二月一日
-------	-----------	-------------	-------------------------	---------------	------	------	--------------	-------	-------------

○宮城県告示第八百六十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二七〇〇二二三	事業所の名称及び所在地	わ・は・わ大郷 黒川郡大郷町粕川字田中三番地一	設置者名	社会福祉法人 みんなの輪	辞退年月日	平成二十三年十一月三十日
-------	-----------	-------------	-------------------------	------	--------------	-------	--------------

○宮城県告示第八百六十一号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月二十九日から施行する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（ほたて貝養殖業）の表宮城県第五十二加入区のうち「茅、大々希、崎入、鹿野、滝館、山口町、竹三洞、助作、汐田町」を「茅、大々希、崎入、鹿野、滝館、山口町、竹三洞、助作、汐田町、沼田、本沢町、十田町、水田町、水田前、上の上、大森、新浜」に改め、同表宮城県第五十三加入区のうちから同表宮城県第五十五加入区の項までを削り、同表宮城県第五十七加入区のうち「長畑」を「長畑、長〇〇、長〇〇」に改め、同表宮城県第五十九加入区のうち「長畑」を「長畑、長〇〇」に改め、同表宮城県第六十六加入区のうち「磯浜、畔町、洞」を「磯浜、畔町、洞、長〇〇」に改め、同表宮城県第六十七加入区の項を削る。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 委託業務の名称 東松島市内の被災船舶収集運搬等業務
  - 2 委託業務内容 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 委託期間 契約締結の日から平成二十四年三月二十日まで
  - 4 委託業務の場所 東松島市内全域
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
    - 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 開札日時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
    - なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十三年十二月六日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課漁業調整班(担当 山内洋幸 電話〇二一・二二一・二九三三)

2 入札説明書の交付期間 平成二十三年十一月二十九日から平成二十三年十二月十四日まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月十三日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年十二月二十六日午前九時から平成二十三年十二月二十七日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年十二月二十七日午後五時まで

ロ 提出場所 1 と同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きする。)にて到達する。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年十二月二十八日午前十時 宮城県庁行政庁舎十二階 水産業振興課内海区漁業調整委員会委員控室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者  
5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。  
4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary  
1 Nature and Estimated Quantity of the Services to be required : Collection and delivery of est

406 ships washed ashore by the tsunami in higashimatushima City

2 Work Period : March 20, 2012

3 Work Location : higashimatushima City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 27, 2011

5 Contact Person : Hiroyuki Yamachi, Fisheries Management Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2932

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があつた平成二十二年分及び平成二十一年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

なお、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった政治団体は、自由民主党宮城県第四選挙区支部、自由民主党宮城県第六選挙区支部、小野寺五典後援会、自由民主党石巻支部、自由民主党女川町支部、自由民主党気仙沼市支部、自由民主党山元町支部、日本共産党宮城県東部地区委員会、佐藤光樹後援会連合会、須田善明後援会、須田善明連合後援会及びみなと塩釜21の十二団体である。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

### 宮城県漁業調整委員会

○宮城県漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島瀉波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城県漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

#### 一 制限期間

平成二十四年一月一日から平成二十四年二月二十八日まで

#### 二 操業区域

石巻市網地島瀉波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

#### 三 操業期間

平成二十四年一月一日から平成二十四年二月二十八日まで

#### 四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙または固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城県漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）に届出をしなければならない。

#### 五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」といふ。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十三年宮城県漁業調整委員会指示第四号。以下「委員会指示」といふ。）四の届出（以下「届出」といふ。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」といふ。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」といふ。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」といふ。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」といふ。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第一 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令



に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出済証の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じて、漁船(漁ろし装置及び漁網を含む。)を認の上、届出を受理したことを証する書面(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式し網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

まだら固定式し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 操業期間 平成24年1月1日から同年2月28日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波岐崎正栗の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km x 張り = km

km x 張り = km

km x 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝 印

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

(A4縦)

(様式第3号)

まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長( 支所運営委員長) 印

届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

印の欄は記載しないでください。

(A4横)

(様式第4号)

宮 城 県 第 〇 号

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合)にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

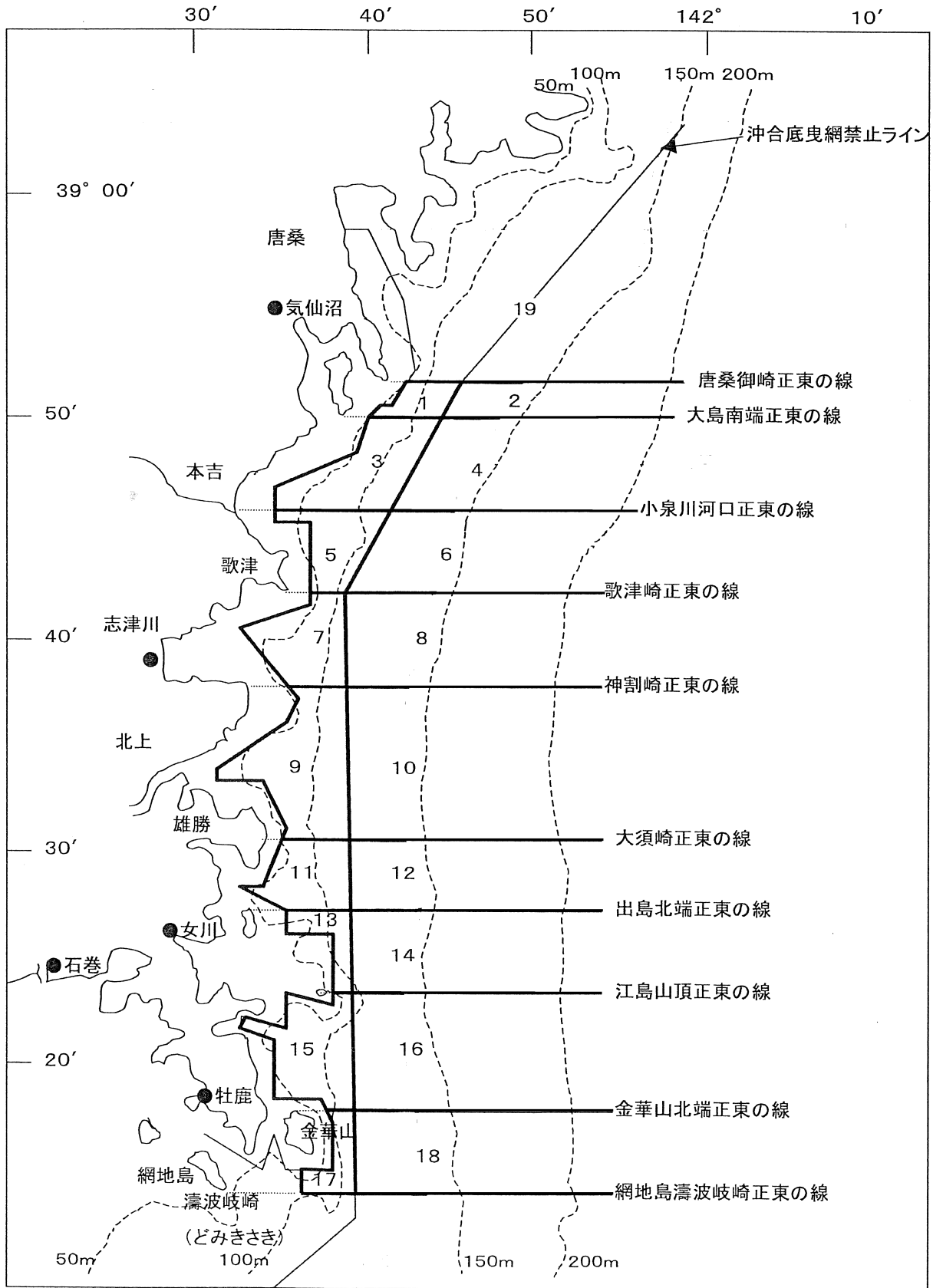
所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第	号
氏名		印	船名	
刺網の規模	目合： 寸 分 ( cm )	乗組員		人
	総延長： m・使用反数： 反			

年 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) 税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網 ・ 留さし網
2						朝さし網 ・ 留さし網
3						朝さし網 ・ 留さし網
4						朝さし網 ・ 留さし網
5						朝さし網 ・ 留さし網
6						朝さし網 ・ 留さし網
7						朝さし網 ・ 留さし網
8						朝さし網 ・ 留さし網
9						朝さし網 ・ 留さし網
10						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
11						朝さし網 ・ 留さし網
12						朝さし網 ・ 留さし網
13						朝さし網 ・ 留さし網
14						朝さし網 ・ 留さし網
15						朝さし網 ・ 留さし網
16						朝さし網 ・ 留さし網
17						朝さし網 ・ 留さし網
18						朝さし網 ・ 留さし網
19						朝さし網 ・ 留さし網
20						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
21						朝さし網 ・ 留さし網
22						朝さし網 ・ 留さし網
23						朝さし網 ・ 留さし網
24						朝さし網 ・ 留さし網
25						朝さし網 ・ 留さし網
26						朝さし網 ・ 留さし網
27						朝さし網 ・ 留さし網
28						朝さし網 ・ 留さし網
29						朝さし網 ・ 留さし網
30						朝さし網 ・ 留さし網
31						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
合計						



宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の届出

流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

三 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

二による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	操業時期	届出者		着業業種		
						住所	氏名	流し網	はえなわ	はもどう

着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。



様式第 4 号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	1 張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	はえなわ 1 張り当たりの使用針数:	本
総トン数	トンの 規 模	総 使 用 張 り 数: 張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	( 何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他		

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

( A 4 縦 )

様式第 5 号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	1 張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	はもどう 1 張り当たりの使用どう数:	個
総トン数	トンの 規 模	総 使 用 張 り 数: 張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	( 何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	まなご	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他		

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

( A 4 縦 )

宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十三年十一月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分